

18豊行（情運）第7号

平成19年1月30日

豊橋市長 早川 勝 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

個人情報の例外的取扱いについて（答申第3号）

平成18年12月15日付け18豊農政第847号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

#### 記

水田所有農業者の個人情報（住所、氏名、水田の所在地、面積及び貸借権の設定）は、農業者・農業者団体による主体的な米の需給調整システムの推進のために必要な情報である。そして、これらの情報の提供により水田所有農業者の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、水田所有農業者の個人情報を利用目的以外の目的で豊橋農業共同組合及び豊橋市水田農業推進協議会に提供することについて、特別な理由があると認められる。